

令和7年度CSマイスター等派遣事業 実施要領

1 趣旨

文部科学省は、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動について、知識と情報が豊富であり、実践に携わった実績を有する者を「CSマイスター」として委嘱し、教育委員会等に対して派遣する。これにより、全ての公立学校におけるコミュニティ・スクールの導入及びその機能の充実を図る。

2 派遣類型

(1) 依頼派遣（教育委員会等からの依頼による派遣）

【内容】

コミュニティ・スクールを導入しようとしている又は導入済みでその機能を充実しようとしている教育委員会及び関係者への説明・助言を行う。

【CSマイスター】

教育委員会は、CSマイスターを指名することができる（特に指名がない場合は文部科学省が派遣するCSマイスターを選定する）。

市区町村教育委員会へのCSマイスターの派遣については、都道府県教育委員会の伴走支援の下、CSマイスターと連携して実施する。

【費用負担】

CSマイスターの派遣に係る謝金及び旅費は、依頼する教育委員会等が負担する。

なお、この謝金及び旅費は、コミュニティ・スクールの導入・充実及びコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に資する研修等に係る経費として、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」の補助対象経費として計上できる。

《依頼派遣活用場面例》

- ・コミュニティ・スクールを導入する自治体の教職員及び地域関係者への説明会
- ・コミュニティ・スクールを導入するための校長を対象とした説明会
- ・コミュニティ・スクール推進の実施手法を教育委員会とCSマイスターで計画
- ・県内の市区町村教育委員会コミュニティ・スクール担当者研修会
- ・地域学校協働活動推進員や地域コーディネーター等の研修会 等

(2) プッシュ型派遣（文部科学省からの積極的派遣）

【内容】

文部科学省は、コミュニティ・スクールの導入が進んでいない自治体に対し、導入に向けたコンサルティング等を行うCSマイスターを都道府県・指定都市教育委員会へ計画的に派遣する（派遣時間数は最大12時間とする）。

【対象自治体】

市区町村や都道府県立学校におけるコミュニティ・スクールの導入が進んでいない都道府県・指定都市を対象とし、都道府県・指定都市教育委員会と協議の上で、文部科学省が選定する（対象自治体の選定期間は令和7年4月内を目安とする）。

【CSマイスター】

派遣するCSマイスターは、対象自治体の意向を踏まえ文部科学省が選定する。

【費用負担】

CSマイスターの派遣に係る謝金及び旅費は、文部科学省が負担する。

《プッシュ型派遣に関する留意事項・補足事項》

- ・対象自治体選定（決定）の後、具体の派遣計画を策定するに当たってはプッシュ型派遣の趣旨を十分に踏まえ、例えば以下の点について留意・検討すること。
 - ✓ 対象自治体・関係市区町村の首長・教育長等の理解・リーダーシップの重要性に鑑み、派遣開始時等に首長・教育長等と担当ＣＳマイスターの懇談機会を設けることが望ましいこと。加えて、総合教育会議、教育委員会会議、社会教育委員会会議等の場を活用することや、下記ＣＳ推進名誉マイスターの派遣、文部科学省委託事業による教育長派遣と連携を図ることも考えられること。
 - ✓ コミュニティ・スクール導入後を見据え地域学校協働活動との一体的取組を推進するためにも、学校教育担当部局と社会教育担当部局の連携体制を含め教育委員会内の体制構築が求められること。
 - ✓ 域内の教育長会議・校長会等の機会を活用したり、説明会・研修会等の機会にモデル校以外の未導入校の参加を得たりするなど、域内への波及効果を意識すること。
 - ✓ 域内への波及効果及び予算の効率的・効果的な執行の観点から、対面・オンラインを組み合わせた実施が望ましいこと。
 - ✓ プッシュ型派遣の趣旨に照らして、対象自治体においていわゆる手挙げ方式のみによってコンサルティング等を行う市区町村や学校を選定する方法は望ましくないこと。
- ・対象自治体及び担当ＣＳマイスターの意向等を踏まえ、異なる専門性を持つ複数名のＣＳマイスターによるチームでの派遣を調整する場合があること。
- ・対象自治体と連携する、教職課程を置く大学等への派遣も可能とし、その必要性・実効性等を確認の上で、最大 12 時間の枠外として予算の範囲内で調整を行うものとする。

※ＣＳ推進名誉マイスターの派遣・活用について

特に地方公共団体の首長や教育長等ハイレベルの理解促進等を図るため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的取組やそれを活かしたまちづくり等を推進してきた知見を持つ者を「ＣＳ推進名誉マイスター」として派遣する。

なお、ＣＳ推進名誉マイスターの派遣その他の運用（派遣期間、費用負担等）については、ＣＳマイスター派遣事業に準じて行う。

《ＣＳ推進名誉マイスターの活用場面例》

- ・コミュニティ・スクールを導入する自治体の首長・教育長等への説明
- ・首長会議や教育長会議、総合教育会議等におけるコミュニティ・スクールに関する説明・講演
- ・自治体で実施するフォーラム等における首長・教育長等との対談 等

3 実施期間（予定）

(1) 依頼派遣

受付期間 令和 7 年 4 月 7 日（月）～令和 8 年 1 月 30 日（金）

派遣期間 令和 7 年 5 月 1 日（木）～令和 8 年 2 月 27 日（金）

(2) プッシュ型派遣

実施期間 令和 7 年 5 月 1 日（木）～令和 8 年 1 月 30 日（金）

※上記期間中の実施を原則としつつ、これにより難い特段の事情等がある場合は、個別に協議の上、文部科学省が判断する。

4 申込方法（依頼派遣のみ）

依頼派遣の申込は教育委員会からとする。市区町村教育委員会の場合は、都道府県教育委員会（コミュニティ・スクール担当課）を通じて文部科学省へ申し込む。なお、教育委員会以外の団体等の事業において依頼派遣を希望する場合は、当該事業を教育委員会と共催で実施することを条件とする。

依頼派遣を希望する教育委員会は、文部科学省ホームページ「学校と地域でつくる学びの未来」内（下記リンク先）の、CSマイスター派遣事業「申込様式」をダウンロードし、必要事項を記入の上、文部科学省の担当係へメールで送付する。

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/cs-torikumi/>

5 令和7年度CSマイスター派遣事業に関する情報

詳細は、文部科学省ホームページ「学校と地域でつくる学びの未来」内（下記リンク先）で4月1日以降に公表するとともに、都道府県・指定都市教育委員会宛て事務連絡により周知する。

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/cs-torikumi/>